

日高市国民健康保険税の税率改正について

1 平成30年度税率改正の考え方（案）

① 課税限度額の変更（85万円→89万円）

※医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計額

（参考）平成29年度課税限度額

	日高市	法定
医療給付費分	52万円	54万円
後期高齢者支援金分	17万円	19万円
介護納付金分	16万円	16万円
合 計	85万円	89万円

② 賦課方式の変更（4方式→2方式） ※医療給付費分

③ 賦課割合は、現状の割合を踏まえて検討

区 分	応能割額	応益割額
医療給付費分	66.87	33.13
	68.52	31.48
後期高齢者支援金分	56.85	43.15
	68.06	31.94
介護納付金分	50.55	49.45
	49.16	50.84

※上段は埼玉県平均、下段は日高市の賦課割合。単位％（平成28年度）

④ 標準保険税率等を参考に赤字繰入額への影響を十分に考慮。

⑤ 近隣市の状況を踏まえ検討。近隣市の状況は、P4のとおりです。

⑥ 赤字解消計画との整合性を図ります。

※赤字解消計画とは

国保財政の健全化のために、決算補填等を目的とした法定外繰入金及び前年度繰上充用金の解消・削減に努めるための計画で、適正な税率や医療の適正化への取組方針を定めるものです。

（現在、細部を国において調整中。改めて県から通知される予定です。）

2 今後の予定

- 1 1 / 2 1 県から仮算定結果の公表
1 2 / 市議会で概要説明（全員協議会）
/ 1 9 国保運営協議会に諮問（答申）
/ 年末 確定係数の提示（国→県）
1 / 下旬 平成30年度の納付金・標準保険税率の提示（県→市町村）
/ 3 1 市議会で概要説明（全員協議会） ※確定納付金等の提示後
2 月 関係条例を市議会に提出 保険税条例等
3 月 市ホームページ等で公表（または4月）
※平成29年度中に赤字解消計画書を策定（予定）

3 その他

（国の指針）

- ・法定外繰入金は、現状の額を維持することも止むを得ない。
- ・保険税算定方式の変更を検討（算定方式の変更は強制ではない）。
- ・応能割額、応益割額の賦課割合を検討すること。
- ・平成30年度の納付金額は、課税限度額を89万円として県から通知する。
- ・県から低い保険税率等が提示された場合、今後の保険税率等の上昇を想定して、年度間の平準化を慎重に検討すること等。

上記を踏まえ、①激変が生じない対応を検討すること

②新制度への円滑な移行を優先すること

との方針が示されています。

（参考）

H28 年度決算で、その他繰入金（290,000,000 円）のうち、決算補填を目的とした金額（258,972,622 円）の負担割合

医療給付費分	5.93%	15,354,291 円
後期高齢者支援金分	74.77%	193,632,333 円
介護納付金分	19.30%	49,985,998 円

※決算補填を目的とした上記金額は、国において調整中のため対象金額に変更の可能性があります。

改正案作成条件

① 赤字解消計画に基づいた金額の確保

医療分

所得割額 6.40 (据え置き)	均等割額 24,000 円 (均等割額 13,000 円 + 平等割額 11,000 円)
所得割額 6.40 (据え置き)	均等割額 18,500 円 (均等割額 13,000 円 + 平等割額 5,500 円)

後期分

所得割額 2.40 (据え置き)	均等割額 7,000 円 (6,700 円 → +4.48%)
所得割額 2.40 (据え置き)	均等割額 8,000 円 (6,700 円 → +19.40%)

介護分

所得割額 1.20 (据え置き)	均等割額 10,500 円 (均等割額 10,000 円 → +5%)
所得割額 1.30 (改正き)	均等割額 10,000 円 (据え置き)

(国保実務からの抜粋事項) 第 3071 号 P2

- ・ H30 年度から国費 1,700 億円の財政支援
- ・ 体制整備は、国、都道府県、市町村間で進め方を確認し取り組んでおり順調に進んでいる
- ・ 広域化は、負担の公平性や制度の安定維持を目的としているが、改革を一気に進めると弊害が生ずることになる（激変緩和・円滑な移行）
- ・ 保険税の平準化は段階的に進める
- ・ 平成 30 年度は、6 年に一度の診療報酬・介護報酬の同時改定、薬価の抜本改革等財源の在り方は、予算編成過程で決まることとなる
- ・ 都道府県が国保の財政運営主体となる。国民皆保険を支える国保制度の安定性向上に大事な改革。確実、円滑に進めることが重要
- ・ 保険者努力支援制度は、H29 前倒し分として特調から 250 億円(前年度比+100 億円) H30 年度は 1,000 億円 医療費適正化などに関する保険者の取組に財政支援 H30 800 億規模とし、更に特調分から 200 億円を充てる

都道府県 500 億 市町村 500 億(特別分含む)詳細は 国保実務 3071 号 P63

※市町村 500 億＝H28 年度 150 億の 500 億円分となる（概算）

保険者共通事項

特定健診、特定保健指導関係、糖尿病性腎症重症化予防対策事業関係、後発医薬品使用促進関係等 6 項目とした

国保固有の課題 収納率関係 第三者求償事務関係 5 項目

保険者の取り組み状況を踏まえ、達成度、充実度を評価 経営努力分からの以降有（特調分）

全市町村で算定できた点数を基準とし、全市町村分を合計した点数に占める割

合に応じ、500 億円を配分

全市町村が算定できる「体制構築加点」H29 70 点 H30 60 点

全市町村に何らかの財源が交付される

最高点 H29 580 点 H30 850 点

- ・激変緩和措置として、300 億円を想定。250 億円分を人頭割として都道府県に提示
- ・モデルケースを設定してほしい
- ・赤字繰入金の在り方は、最終的には市町村の判断となるが、計画的な解消・削減は重要な目的でもある。

納付金が増える保険者は、法定外繰入金を削減すると、その分が保険税の追加増につながる。今後、十分な検討が必要である。

- ・第 3 回目の提示には、追加公費有で試算。H30 年度からの公費 1,700 億円の内、1,200 億円を盛り込み試算

- ・平成 30 年度の公費負担の考え方（第 3071 号 p 20～）

法令の改正により、H29 年度以降毎年 3,400 億円を公費支援

内訳 H27 年度～低所得者への支援 1,700 億円（保険基盤安定 税軽減分 支援分）

H29 財政安定化基金への積み立て 1,700 億円

H30～低所得者支援 1,700 億+1,700 億円

(H30～の 1,700 億円の内訳)

財政調整機能の強化 800 億程度→調整交付金の拡充

普通分 600 億円 特別分 200 億円（7：2）

激変緩和財源

既存の特例基金(6 年間で 300 億円)+普通分の中から 300 億円を充当
(H30 年度のみ)

よって H30 年度は普通分 300 億円、追加激変緩和分 300 億円

激変緩和分の減少分は、適宜普通分にシフト（1,700 億円は確保）

特別分は、県 100 億円、市 100 億円とする

県分 子どもの被保による 100 億

市分 精神疾患、70 億 非自発的失業 30 億円

保険者努力支援に充当 800 億程度→インセンティブの強化

持続可能な保険制度としていくために国保の医療費適正化の推進、
その実現のためのインセンティブの強化